

# 大河原町第3次障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画を策定しました

障がい者計画▶町独自のノーマライゼーション社会を目指します。

【障がい者施策推進の基本理念】

**お互いを理解し合う  
みんなで進める共生のまち おおがわら**



## 1 計画の趣旨

計画は、大河原町の障がい者を取り巻く環境の変化やそれに伴う障がい者自身のニーズを踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会の実現」を目指して、町独自の支援を展開するための基本指針です。適切なサービスの利用と給付に努めるとともに、相談支援の強化を通し、障がい者の理解と地域での支え合いの強化を図っていきます。

## 2 基本理念

町全体に病気や障がい及び障がい者への理解が浸透するには、関係者全員の一層の努力と相応の期間が必要です。この現状をみんなで共有し、ノーマライゼーション（病気や障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあい、一緒に創造する社会）の実現を目指し、基本理念を「お互いを理解し合うみんなで進める共生のまちおおがわら」と決めました。

### ◇ 第3次障がい者計画 ◇ (計画期間：平成30～35年度) ～障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示す計画～

目標	方針	施策
<b>お互いを理解し、認めあうまちへ</b> 病気や障がい及び障がい者に対する偏見や差別がなく、みんなが暮らしやすいまち	病気や障がい及び障がい者への理解の普及 障がい者の権利擁護と虐待防止の推進	● 福祉教育の充実 ● 人権学習、交流活動の充実 ● 差別解消に向けた意識啓発 ● 権利擁護制度の普及 ● 障がい者虐待防止対策の推進
<b>地域で支えあうまちへ</b> 障がい者とその家族に寄り添う環境づくり、災害時に障がい者を支える体制の充実	相談支援と情報提供の充実 医療環境と療育体制の充実	● 相談支援体制の充実 ● 身近な相談相手の増加 ● 仙南地域自立支援協議会の活動の充実 ● 情報提供の充実 ● 各種助成制度の利用促進 ● 医療体制の充実 ● 子どもの発達や要支援家庭への早期支援の実施 ● 精神疾患の予防と早期治療
生活支援と支えあい活動の充実		● 障がい者のニーズに応じた支援・サービスの充実 ● 経済的負担の軽減 ● 介助者支援の充実 ● 支えあい活動の促進
防災対策の充実と安全な地域づくり		● 障がい特性を考慮した防災対策の推進 ● 障がい者を守る安全対策の推進 ● 病気や障がい及び障がい者に配慮した住環境の整備
<b>みんなが参加するまちへ</b> 障がい者の自立する力の育成、障がい者の精神的・経済的な自立を支える	障がい児の保育と教育の充実 障がい者の自立を支える環境づくり	● 障がい児保育の推進 ● 学校及び地域の教育環境の充実 ● 特別支援教育の充実 ● 障がい者の自主活動への支援 ● 障がい者が参加しやすい地域活動の推進 ● 多様な働き方への支援 ● 障がい者雇用の促進

### ◇ 第5期障がい福祉計画 ◇ (計画期間：平成30～32年度) ～障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用に関する計画～

平成32年度目標	①施設入所から地域生活への移行支援と環境づくり	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	③「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	④福祉施設から一般就労移行を支援する環境づくり
----------	-------------------------	---------------------------	--------------------------	-------------------------

### 【平成30～32年度に実施する障害福祉サービス】

#### (1) 障害福祉サービス

区分	サービス名
訪問系サービス 障がい者の自宅を訪問して支援	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援
日中活動系サービス 昼間の活動を支援	● 生活介護 ● 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型） ● 就労移行支援 ● 就労継続支援（A型、B型） ● 就労定着支援（平成30年度創設） ● 療養介護 ● 短期入所
居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供	● 自立生活援助（平成30年度創設） ● 共同生活援助（グループホーム） ● 施設入所支援
相談支援 サービス利用計画作成と地域移行を支援	● サービス利用計画の作成 ● 地域移行を支援するサービス
その他サービス	● 身体機能を補う補装具費の給付 ● 自立支援医療費の支給

#### (2) 地域生活支援事業

区分	事業名
必須事業	● 理解促進研修・啓発事業
	● 自発的活動支援事業
	● 相談支援事業
	● 成年後見制度利用支援事業
	● 成年後見制度法人後見支援事業
	● 意思疎通支援事業
	● 日常生活用具給付等事業
	● 手話奉仕員養成研修事業
	● 移動支援事業
	● 地域活動支援センター事業
任意事業	● 日中一時支援事業
	● 障害者虐待防止対策支援事業

### ◇ 第1期障がい児福祉計画 ◇ (計画期間：平成30～32年度) ～障害児支援に関する提供体制の整備目標を示す計画～

障害児支援の提供体制確保の基本方針	◆ 障がい児本人の「最善の利益」を考慮 ◆ 専門機関、関係機関、地域団体などが連携して支援 ◆ 障がい児のライフステージに添って、継続的で一貫した支援体制の強化 ◆ 障害児支援を通して共生社会を形成			
平成32年度目標	①児童発達支援センターの設置	②保育所等訪問支援の実施	③重症心身障がい児の支援事業の実施	④医療的ケア児を支援する体制構築

### 【平成30～32年度に実施する障害児支援事業】

区分	事業名	具体的な内容
障害児通所支援等	● 児童発達支援 ● 放課後等デイサービス	利用者の要望に対応する事業を実施
	● 保育所等訪問支援 ● 居宅訪問型児童発達支援	平成32年度までに事業所を確保
	● 医療型児童発達支援	実施の可能性に向けた協議
障害児相談支援	● 利用者全員に障害児支援利用計画を作成	
医療的ケア児を支援する体制構築	● 仙南地域自立支援協議会において取り組み体制を検討 ● 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成30年度末までに1人配置	